

令和6年第3回広尾町議会定例会 第2号

令和6年9月5日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課長補佐	木下慶太
住民課長	柏崎弥香子
住民課長補佐	山岸達也
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	山畑裕貴

保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉	大
兼老人福祉センター所長	山 畑 裕	貴
兼地域包括支援センター長	山 畑 裕	貴
兼健康管理センター長	宝 泉	大
健康管理センター次長	三 浦 直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	力
兼子育て世代包括支援センター長	浜 頭	力
認定こども園ひろお保育園長	舩 田 光	恵
豊 似 保 育 所 長	小 村 和	徳
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
農 林 課 長	寺 井	真
兼 町 営 牧 場 長	寺 井	真
水産商工観光課長	室 谷 直	宏
水産商工観光課長補佐	山 田 雅	樹
建設水道課長	楠 本 直	美
建設水道課長補佐	三 上 昌	樹
建設水道課長補佐	川 崎 幸	一
兼下水終末処理センター長	楠 本 直	美
港 湾 課 長	安 岡 伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直	宏
管 理 課 長	渡 辺 將	人
学校給食センター所長	三 浦 弘	樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃	央
兼 図 書 館 長	村 中 晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃	央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣	行
併 書 記 長	山 崎 勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳	幸
-------------	-------	---

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 鈴 木 孝 俊

併 書 記 長 山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 大 森 康 雄

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基

事 務 局 次 長 佐 藤 直 美

総 務 係 主 事 補 別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斎藤弘樹議員、6番、松田健司議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、7番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、7番（志村） 私は、3点について質問します。

1点目ですが、野生動物とのあつれきを防ぐ緩衝地帯を設けることについて町長に伺います。

本町には自然を身近に感じられる環境が残されていますが、市街地には放置された林帯や草が繁茂した土地も多く見られ、「鬱蒼」と感じられる箇所も少なくありません。このような土地は、民有地、町有地に限らず見られます。

近年、野生動物が市街地へ出没し、生息域を広げていることが全国的に問題となっていますが、人間の生活圏と野生動物の生息域に緩衝地帯を設けることが有効な手段の一つとされ、同時に環境整備と景観維持の向上にもつながると言われています。

本町においても、市街地に野生動物が頻繁に出没する事態が生じ、家庭菜園への食害、輪禍など切迫した状況にあります。これら野生動物とのあつれきを緩和するため、道内においても緩衝地帯の造成に取り組む自治体が増え、北海道も推奨しています。

特に本町は、鳥獣保護区である大丸山森林公園や身障の森、また、都市公園の丸山、新丸山公園が市街地と隣接していることから、野生動物の出没が絶えないものと思われます。現在の状況を放置すると、その学習能力から人間を恐れない個体が増加し、重大事故を引き起こす事態も懸念されます。このような事態の発生を未然に防ぐ手段の一つとして、緩衝地帯を設けることを早期に調査、検討すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

2点目です。交流人口を増やすための新しい取組について町長に伺います。

本年6月に日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生しました。関係市町村では、観光コンテンツの開発、地域プロモーションへの取組、また、受入れ環境の整備と保護など、地域振興の起爆剤としての活用へ期待を持って新しい取組を開始しています。

本町も交流人口を増やすための新しい取組を行うべきと思いますが、次の2点について町長の考

えをお聞かせください。

1つ目ですが、観光誘致の推進として、サンタランドと展望台が一体化した周年観光への取組などについて。

2つ目は、観光資源の開発として、例えば楽古岳登山の拠点整備やフットパスコースの新設、また、本町が有する海・山などを生かしたアウトドア体験観光やファミリーキャンプ場の開設などについて、町長の構想があればお聞かせください。

次に、3点目です。公共施設の管理、現在と今後について、町長、教育長に伺います。

本町は多くの公共施設を有していますが、現在、使用の有無にかかわらず、その管理状況に疑問を感じる施設が見受けられます。

町にとってマイナスイメージにならないよう、管理の徹底と今後の取扱いをどのようにするのか、特に町民の方から指摘をいただいた次の4施設について、町長、教育長の考えを伺います。

1つ目の施設ですが、旧広尾小学校周辺の草木の繁茂について。

2つ目ですが、入居のない教員住宅周辺の環境整備と普通財産への所管換え等で賃貸制限の解除や売却などの考えについて伺います。

3つ目ですが、グリーンスポーツ管理棟の管理の状況について伺います。

4つ目ですが、広尾小学校グラウンドの維持管理について。

これらそれぞれが所管する施設についてお答えください。

以上3点について質問します。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） おはようございます。

志村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の野生動物とのあつれきを防ぐ緩衝地帯を設けることについてであります。

本町におきましては、町道・町有地に係る草刈りや立木の伐採と剪定、公園緑地等の景観維持を目的とした草刈り清掃業務を4月から秋までの一定期間行っております。また、空き家・空き地の管理を防災無線で呼びかけ、近隣の方から連絡があった場合は、所有者へ具体的な内容を記載した書面を送り、管理をお願いしているところであります。

町内においても、草木が生い茂り「鬱蒼」とした場所が見受けられます。見通しも悪く、鹿などがいても気づかないような状況となっており、車やウォーキングなどで通る方の安心・安全といった観点や、観光で訪れた方への印象も決してよいものではないと思われまます。

今後は、町内パトロールの回数を増やすなど、景観維持や危険箇所の修復・改善に努めてまいりたいと考えています。

また、「緩衝地帯の整備」につきましましては、各省庁が野生動物の市街地への侵入を防ぐ有効な対策の一つとして取り上げておりまして、全国各地の自治体でその成果が報告されているところであり

ます。

関係課をはじめ、関係機関の意見を伺いながら、場所や範囲などの検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の交流人口を増やすための新しい取組についてであります。

交流人口を増やすための新しい取組についてお答えいたします。

広尾町の観光振興の基本的な方針としましては、町政執行方針でも申し上げたとおり、観光協会などの関係団体と連携し、交流人口の増加を図っていくことを考えております。

観光誘致の推進につきましては、広尾町の新たな取組として、大丸山頂上付近の日高山脈側に新たに展望台を設置する予定であります。夏場の集客増を目的に日高山脈が間近に見られる場所として整備し、大丸山森林公園をサンタランドのシンボル地としながら、大丸山全体の魅力向上を図り、交流人口の増を目指してまいります。

観光資源の開発につきまして、数点のアイデアをご提案いただきました。

広尾町の新たな取組としては、まちづくり町民みらい会議からの提案を実現する形として、認定から40周年を迎えた広尾サンタランドのツリー一点灯式において、サンタに扮した人を乗せて競技を行う「ひろおサンタツリー1グランプリ」を実行委員会が主管となって開催いたします。町内外に参加を呼びかけ、盛り上がり次第では来年以降の開催も検討しているところであります。

今後も、交流人口を増やす取組を進めていくとともに、町民などからいただいたご意見などに関しましても、実現に向けて内容の検討を行ってまいります。

3点目の公共施設の管理、現在と今後についてであります。

未利用の町有施設の管理であります。再利用率が可能なものを除き、老朽化が進んでいるものについては、財政状況を見ながら解体・除却を進めてまいりたいと考えているところであります。

そのため、建物内部への侵入防止などを含め、必要最低限の維持に努めているところであります。

ご質問にありました旧広尾小学校については、現在、役場の書類及び物品等の保管庫として使用しておりまして、使用に支障がない程度の保守を行っているところであります。

周辺の草木についてであります。他の遊休地と同様、近隣住民の日常生活に影響がない範囲で定期的な草刈り等を行っており、陣屋跡の石碑周辺につきましては、別途、年数回の草刈りを実施しておりますが、樹木等の剪定までは行っておりません。

現在、未利用施設を含めた公共施設につきましては、年に2回、定期的に点検を行い、安全確認に努めているところであり、今後につきましても、周辺の環境に配慮しながら適切に管理をしてまいりたいと考えております。

ご質問の後段部分につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

以上、答弁といたします。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

山岸教育長、登壇の上、答弁願います。

1、教育長（山岸） 3点目の公共施設の管理、現在と今後の管理についてお答えします。

初めに、入居者のいない教員住宅の環境整備についてであります。巡回公務補による草刈りを定期的に実施しており、用途廃止され普通財産へ移行した住宅で未利用箇所についても併せて実施しております。

また、賃貸や売却の考えにつきましては、既に用途廃止し普通財産へ移行した住宅については、民間事業者への貸出しや売却を行っております。今後も用途廃止予定の教員住宅については、同様に行ってまいりたいと考えております。

次に、キャンプ場の管理棟につきましては、令和5年6月定例会にてシーサイドキャンプ場の再開断念を報告、12月定例会にて関係条例を廃止し、教育財産から普通財産へ移行しております。

現時点では教育委員会が引き続き管理を委任されておりますが、キャンプ場の運営休止以降、利用はしておらず、付近を訪れた際に外観の確認、降雪時前に屋上の排水状況の点検を実施しております。

また、こちらも周辺の草刈りは、年1回、教育委員会で実施しております。

今後も点検等を実施し、安全な管理に努めてまいります。

次に、広尾小学校グラウンドの維持管理につきましては、長期休業期間のグラウンド利用状況が少なかったことや、天候・気温の影響もあり、グラウンド状況が悪化しておりますが、グラウンドが乾燥した状態での作業となるため、状況を見ながら良好な環境を維持できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 志村國昭議員。

1、7番（志村） 1点目の野生動物とのあつれきを防ぐ緩衝地帯を設けることについて再質問いたします。

通告の際、野生動物の出没経路となる林帯ややぶ、また、現地で実際遭遇した野生動物の写真を添付いたしましたので、状況についてはご理解いただけるものと思います。

広尾町では、エゾシカ、キタキツネ、最近ではタヌキやアライグマなどの野生動物が市街地でもちよくちよく目撃されることが多くなりました。具体的に、大丸山森林公園と接する丸山通北地区から茂寄地区、広尾小学校プールからグラウンド、それから森林公園の入り口、身障の森入り口付近からオピツマナイ川の林帯にかけては足跡や、やぶに残った通り抜けの痕跡あるいは道路を横断する目撃などから、これらの動物の移動経路になっているのは確かであると思います。

また、送電線に覆いかぶさるような大木が茂ってササや雑草が繁茂しているため、道路脇に潜んでいる動物の姿を確認することができず、急な飛び出しによる輪禍などが懸念されますし、また、一部からは家庭菜園での被害も報告されています。錦通、錦町、並木、駅前町内会などからは出没状況が頻繁に寄せられていますし、丸山公園、新丸山公園と隣接する陣屋、栄町、北樺町内会でも同様の事態が発生しているようです。

質問の緩衝地帯の造成にいち早く取り組んだのがヒグマの出没で人身事故が発生した札幌市で、離農で放置された果樹園の樹木の伐採、出没経路となる空き地の草刈りなど、官民一体、地域を挙げて取り組んでいると報道されております。また、羅臼町や斜里町などでも、樹木の伐採や草刈りなどで緩衝地帯を設ける事業を行っているようです。

北海道は、野生動物の出没に起因する事故などをどのように防ぐか、特にヒグマについては区域別の出没対応を導入する計画と報道されています。これらのゾーニング管理の中で、排除、防除、そして緩衝地帯を設けることが主な方針として示されているようです。

環境省においても、指定管理動物の市街地出没対策などに次年度30億円の予算要求をし、野生動物とのすみ分け対策を行う予定とのこととです。

大丸山森林公園には、希少種であるエゾユキウサギも生息し、また、身障の森にはミズバショウの群生も見られ、生物の多様化という観点から、町の財産として守り育てる公園の維持は必要と思えますが、答弁にありました景観維持や危険箇所の修復改善に努めるとのことですが、住民生活を脅かす重大事故の発生を防止する意味からも、緩衝地帯を設けるための調査と対応策は喫緊の課題と思えますが、町長、お考えがありましたら、もう一度答弁願います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、志村議員からる説明をいただきました。本当に実感として野生動物が市街地を、うろうろしていると言ったらあれですけども、そういう状況を常に見かけるわけでありまして、重大な問題だなというふうには思っております。それによる町民生活への影響というのも今お話があったとおりでありまして、様々なところで、交通事故の問題もそうですし、一方ではやはり住宅地であれば、ふんをしたり、汚れるという部分もありますし、家庭菜園の中では荒らされるということで、大変町民生活にも大きな影響を与えているというところでございます。

そういった中で、どうすればそれを防ぐ、完全に防ぐことはできなくても、被害を最小限に防ぐことができるのかというところ、これを考えていかなければならないということなわけでありまして、一番にはやはりこの危険性の部分でお話もありました急な飛び出し等による交通事故の部分で、野生動物の偶発的な接触事故、交通事故を減らすという部分については、動物に言ってもどうもなりませんので、人間がそこに動物がいるということを目視できる、そういう状況をつくるのが重要なのだろうなというふうには思っております。

そういった意味で、緩衝地帯といいますか、見通しを確保するという部分については大変重要なことでありまして、市街地を流れるオピツマナイ川につきましては、これは民間の事業者によって夏の運動会前に地域貢献として一帯を草刈りしていただいています。それについては、川沿いに熊が歩くという習性から、そういった草が繁茂しない状況を子どもたちの安全も含めてやっていただいているという状況もあります。大変ありがたいこととして、毎年のようにやっていただいております。

また、町として、ではどういうことをやるかというところでもありますけれども、昨日の補正予算

の中でも、身障の森の入り口付近あるいはその近辺において、立木の伐採等も含めて、全体ではありませんけれども、見通しの確保も含めてそういった対策を取りたいというふうに考えております。

また、町有地につきましても、先ほども申し上げたとおり、定期的な草刈り等を行いながら、所管もそれぞれ総務ですとか建設ですとか水道ですとかいろんな部分にまたがるものですから、そういった部分も横の連携を取りながら、お互いに注意しながら町内パトロール、建設水道課のほうでも道路維持関係をやっておりますので、そういったところでも気をつけながら危険箇所の改善、そして景観の保持を進めていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） 森林公園、それから身障の森の生物の多様性を守り育てることが必要と申し上げました。

大変余計なことなのですが、公園内部や周辺には帰化植物、本来あってはならない植物が、申し上げますけれども、ハンゴンソウあるいはオオハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ、これが刈らずに残されています。見た感じ、黄色い花をつけるものですから、多分それで刈らないのだと思いますけれども、この植物は放置すると大群落を形成するというので、道内各地で問題となっています。

逆に、広尾町では、公園内に自生していた希少植物のガマが、分からなかったら後で図鑑で調べてください。ガマが刈られて姿を消したということが、非常に残念なことです。一帯を管理する上で、残すべきものはどれなのか、排除しなければならぬのはどれなのかという知識も必要になると思います。

私が申し上げた緩衝地帯を設けるためには、町長も答弁でおっしゃっていましたが、周辺には民有地もあります。地権者への要請なども課題になってくると思います。これ、質問者が申し上げることでございませぬけれども、町長の答弁にありましたように、課題解決については縦割り行政ではなく横断的な連携が必要だということでもありますので、町有地で早期に実施することができることから始めることを望みまして、この件に関しては終わります。

次に、2点目の交流人口を増やすための新しい取組について再質問をさせていただきます。

この件については、私、令和3年に、国立公園指定を見据えて日高山脈の眺望を提供できる大丸山展望台を整備あるいはフットパスコースの設置などサンタランドと一体化した観光振興を図るべきと質問いたしました。前町長から先頭になり積極的に取り組む旨の答弁をいただき期待しておりましたが、令和5年に取組の進捗状況を確認した際、残念なことに具体的な検討には至っていない旨の答弁があり、非常に落胆したことを覚えております。

1点目の観光誘致の推進については、今定例会、昨日の補正予算の中で展望台整備の予算が提案されておりました。今後の利用推進と知名度向上に積極的に取り組んでいただくことを期待するとともに、この展望台からは日高山脈と南十勝の四季折々の風景と太平洋の雄大な眺望が楽しめます。林道の事情が許す範囲で麓のサンタランドと一体化した周年観光に結びつくような利用計画にして

いただくことを期待しまして、この件については承知いたしました。

2点目の観光資源の開発についてですけれども、令和5年の一般質問の中で、本町に開拓農家として入植されまして、農業を営む傍ら広尾町の自然を題材にした絵を描いた農民画家であります坂本直行先生の足跡をたどる「山と原野とスケッチと」が昨年NHKで放映されました。日高山脈や広尾町の知名度を上げる好機になったと申し上げ、十勝側から楽古岳へ直登するルートは広尾町にしかなく、楽古岳登山の拠点となるよう登山口に通じる林道の修復を積極的に要請すべきと申し上げました。

アウトドア志向の高まりに乗じて、国立公園化による自然との触れ合いを誘発するためにも、林道の修復は欠かせない要素だと思います。今後、要請活動をどのように行っていくのか、また、以前の質問で、えりも町の昆布船クルーズや鹿の角拾いツアーなどを例に挙げ、本町の海、山を生かした体験観光への取組についても申し上げたところです。

サンタランド認定40周年の記念イベントも行う旨の答弁がございました。これら体験観光への取組や気軽に利用できるファミリーキャンプ場の設置などについて、現時点でお考えがあれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 交流人口を増やすための取組ということでございまして、前段のほうで展望台の関係がありましたけれども、今回の補正予算で展望台を整備するというところで、それに合わせて検討をしていかなければならないなというところでありまして、例えば展望台からの夜景の観覧ツアー、また、ジャンボツリーまでの送迎など、これに関係しましても検討を今後も続けてまいります。

ただ、今、熊の状況もいろいろあるものですから、そういった状況、安全確保の部分も含めまして、引き続き議論をしていきたいなというふうに考えております。

2点目のご質問の中の林道の修復の関係でありますけれども、私も町民の方2、3人からそういったお話をいただいております、実際に現地も確認しに行っております。旧というか、もともとの林道の部分については、川が迂回して、非常に通れるような状況には今ないわけでありまして、惨たんたる状況を目の当たりにして、ちょっとひどいなというところを確認してきたわけでありまして。

今後の要請活動という部分でありますけれども、先日、日高山脈襟裳十勝国定公園の協議会が設立をされ行われたわけでありまして、その中においても十勝側の代表の方から、そういった台風あるいは豪雨によって楽古岳に限らず様々な登山ルート、登山道が被害を受けて、いまだに修復されていない箇所があるということでございまして、それらと併せて関係市町村からの意見として、環境整備に向けて環境省ですとか林野庁に省庁の垣根を越えた支援をお願いするという形で要請活動を行っていきたいということでございます。

また、国立公園のそういった設立準備の中でも、これからビジョンを作成していくわけでありま

すけれども、そういった中での利用という部分に関連して登山道の整備という部分も取り上げていく、計画の中に盛り込んでいくということが必要だということで意見も出ていたところでありまして、広尾町としても個別の対応もしてまいりますけれども、関係町村と一体となって、十勝圏の期成会とも連携をしながら、そういった登山道の修復に向けて取組を進めていきたいなというふうに考えております。

また、体験観光のことについてもお話がありました。志村議員が思い描いているような体験観光の部分についてはなかなか進んでいないという状況でありますけれども、町として、町の考え方として、今、進めている部分については、フットパスについては、観光協会の枠組みという中で北海道の観光機構の助成をいただきながら、昨年は2つのフットパス、これは地域おこし協力隊がフットパスのコースを新設したということで、いろんなデジタルスタンプなども取り入れながら、観光客や町民など、より多くの人に散策できるような充実を図っているところであります。

また、アウトドアにちなんだ体験観光という部分につきましても、これも広尾町の民間団体と協力しながら、連携しながら、ツアーの造成に協力をしているということで、いましばらく時間をいただければというふうに考えております。

また、キャンプ場につきましても、6月の定例会の一般質問の中でもお答えしましたけれども、商工会などと意見を交えながら、関係団体の意見も加えながら、キャンプ場の検討委員会を中心に町民の意見を参考にしながら、時間をかけて検討していきたいなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） 以前、坂本先生が開いた楽古岳の登山道を巡って登頂した小説家の立松和平さんも、民放で放映されたことがあります。そんなこともありまして、愛好家の関心も高まって、広尾町と様似町の両方から登山者が多く見られるという、そういう時期もあったようです。

町長も現場を見てきたということですが、先日、地元の方が楽古岳登山に挑戦した際のお話を伺いました。登山口までの林道は決壊がひどくて、川沿いを歩く厳しい行程が続いたそうです。以前、教育委員会が主催した山開きなどの際は、登山口近くまで車の乗り入れができたのですね。現在、車両通行が可能な地点から、町長も見てきたと言っていましたけれども、何かこの間行った方の話を聞くと、車両通行可能なところに車を置いて、それから登山口まで徒歩で大体2時間ぐらい歩いたというようなことも伺っております。林道の修復については、今、町長から広域的な取組ということである説明がありましたので、引き続き継続的な活動に期待しています。

それから、海、山、広尾町の自然を生かした体験観光などについては、これは多くの方のアイデアですとか協力体制が必要となりますので、時間も要するのではないかというふうに思いますけれども、これらについても積極的な行動を起こしていただければなというふうに思っております。

あわせて、後段のほうでキャンプ場についてもいろいろお話がございましたけれども、郊外に大規模な計画をするのか、あるいは根室市のように利用者が市街地での利便性を生かせるような車社

会に対応したオートキャンプ場の要素を兼ねた町なかファミリーキャンプ場から始めるのかなどなど、検討課題は多くあると思います。

町長の答弁にもございましたけれども、これ、6月の定例会で同僚議員の質問に対して商工会などの関係団体を加えた検討会議を発足させたいと答弁されておりましたね。以前、商工会会員の方々が検討された事項もあるようですので、ぜひこの辺とタイアップした形で前に進めていただければと思いますけれども、これについて何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 体験観光の関係につきましては、先ほども答弁したとおりでありまして、いろんな角度で広尾の自然、海、山、自然環境を生かした、そういった体験観光をこれからも積極的に考えて行動していきたいというふうに考えております。

また、キャンプ場につきましても、先ほど答弁したとおりでありますけれども、商工会、関係団体、ほかにもありますので、観光協会などの意見も踏まえて、今おっしゃった町の中にするのか、場所の問題も含めて、どういったキャンプ場が広尾町にふさわしいのか、その辺も十分な検討を加えながら、検討会議、早急に立ち上げて進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） それでは、3点目の公共施設の管理、現在と今後についてでございますけれども、まず、町のほうの所管になるのでしょうかけれども、そうですね、所管は教育委員会と町ですね。

この件なのですけれども、町民の方から管理が行き届いていない公共施設として、改善の声があった施設について、私は通告の際、実態の写真を添付してありますので、状況は理解していただいているかなというふうに思います。

まず、町のほうの所管であります広尾小学校の周辺環境の関係ですけれども、草木が繁茂して非常に醜いですとか、廃墟のようであるとの指摘がございます。このままの状態を続ければ景観を損ねますし、何とかしてほしいという声があります。先般、広報でも同様の意見が町民の方から寄せられておりました。また、この学校で学んだ卒業生も多いと思います。歴史のある学校ですから、多いと思います。その方たちが母校の荒れ果てた姿に多分落胆するのではないかと思います。もし、今後こういうところから始めていきたいという何かあれば、まずこの1点目の広尾小学校の件についてちょっとお聞かせいただければと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 旧広尾小学校周辺の草の繁茂というところでありまして、私もその小学校の卒

業生でありますから、非常に醜い状況になっているということについては把握をしているところでありまして、毎日通っている場所ではありますので、状況も確認をさせていただいております。

旧広尾小学校の周辺環境整備については、先ほども申し上げましたとおり、定期的な草刈りを実施しているところなのですけれども、やはり中の旧児童生徒玄関ですとか、グラウンド側の旧生徒玄関ですか、そちら側のほうまで実際に手が行き届いていないというのが今の現状というところでもあります。

当面、やはり地域に暮らしている住民の方からすれば、草が繁茂しているという大変醜い状況でありまして、不快な思いをさせている部分も当然あるのだというふうに考えております。今後、適正な管理に努めてまいりますけれども、今できる範囲の中で、予算の状況も把握しながら、できる部分については早急にそういった処理をしていきたいなというふうに考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） この件については分かりました。よろしく申し上げます。

それと、2番目の、これは教育委員会の所管になるのだと思いますけれども、入居のない教員住宅周辺の環境整備が行き届いていないのではないかという声があります。空き家であることが一目瞭然で、物騒だという近所の人たちの批判もあるようです。長い間空き家となっているこれらの住宅をそのまま放置するのか、また、希望者が入居できるように用途廃止や売却などを行ったらどうでしょうかという話をしたのですけれども、今後そのように取り進めていきたいという答弁でございましたので、この件については承知いたしました。

次に、シーサイドパークにありますグリーンスポーツ管理棟のことなのですけれども、これについても通告書に写真を添付しましたがけれども、教育長、写真を見られましたか。

（「現場に行ってまいりました」の声あり）

ああ、そうですか。現場に行ってきたということなので、答弁に付近を訪れた際に外観の確認、点検を行っているとのことで、年に1度草刈りを実施しているとの答弁ですけれども、教育長、教育長の実にてきぱきした答弁なのですけれども、これは雄弁とは言えません。説得力がありません。あの状態が1年に1回草刈りをした状態という、よくこのようなことが言えたものだなと思います。自分の家の周りがあるような状態だったら、そのままにしておきますか、教育長。説得力がなさ過ぎですよ。話になりません。できることなら、私が通告書で添付した写真を議員の皆さんに見てもらって、私の判断が間違っているかご意見を伺いたいものです。

それはともかく、施設の入り口の植栽ますが放置されて、木の枝が入り口ドアを覆うように伸びたままになっている。そんな状況を見かねた住民の方が枝払いをして、処分したという話を聞きました。つる植物の枝が管理棟のドアの内部から入って、中のドアのノブまで巻き付いたような状態なのですよ。これを見たら、数年間放置されていたのではないかと、その住民の方は思ったそうです。それで、パークゴルフですとかウォーキングで訪れる方も多いものですから、また、最近では、ランバイクの大会やその練習で町内外からの来場者も多いので、その見かねた町民の方は醜い状況

を回避したかったということです。

これまでの管理を反省して、今後の管理を徹底していただきたいと思いますが、それについて何かありましたら、教育長、答弁願います。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 今、志村議員からお話をいただいたところ、私も職員のほうから、そのような状況で木の枝が絡まっていてツタが絡まった状況、それを住民の方が撤去をしていただいたということでお聞きしておりますので、その部分については大変反省しております。私が、この一般質問を受けて、現地を確認しに行ったときに、年に1回の草刈り、たまたま草刈りはしていたものですから、このような答弁をさせていただいたのですけれども、その前にツタが絡まって、まさしくひどい状況にあったということを確認しております。今後このようなことがないように、職員共々施設の管理に努めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） 最後の広尾小学校のグラウンドの整備状況についてです。

整備後、多分30年以上は経過しているのかなと思いますけれども、当時、ひどいグラウンドだったのですよ、砂利交じりで水はけも悪くて。それが土を全部入れ替えて、水はけのいい、石ころ1つない、すばらしいグラウンドに整備していただきました。児童の体育、放課後の遊び場、運動会、また、少年野球、陸上競技の大会などに使われてきまして、他の町村のグラウンドに引けを取らない施設だったのですね。

先般8月に、たまたま少年野球の大会の会場となっていたものですから、久しぶりにグラウンドを訪れる機会がありました。数年前の状態に比べると、土が見えていたのは野球のダイヤモンド部分だけ、外野部分には草やコケが生えて、グラウンドのへの草も10センチぐらい伸びていました。管理が行き届いていないなというような、そういうような感想を持ちました。児童の数は減ったとはいえ、学校の思い出は一生残るものなのです。子どもたちが恵まれた環境の中で元気に育ってもらうためにも、今後しっかりとした管理をすべきと思いますが、何かございましたらお聞かせください。

1、議長（堀田） 山岸教育長。

1、教育長（山岸） 広尾小学校のグラウンドのほうも、現地を確認させていただきました。管理職に現状を伝えて、どのような管理をしているのかというところを、公務補もいるものですから、その部分、学校に行って直接お話をしてまいりました。私も現場を見ております。今、志村議員から言われたように、緑の藻が繁茂しているような状況のグラウンドで、言い訳になるかもしれませ

んけれども、学校側とお話ししたところ、長雨が続いてグラウンドには入れなかったという状況で、公務補も機会を見ながら整備をしてみたいということで説明がございました。

今後、現地の方を確認しながら、公務補もいるものですから、しっかりとその部分、学校の施設の管理、対応してみたいと思います。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） 今回、この施設の関係について質問させていただいたのは、町民の方から管理に対する印象や要望を基に私個人として現地調査を行った結果です。また、先般の町広報にも、町民の方から遊休施設の活用と環境整備についてのご意見もあったようです。私が見たのは、これ4つしか挙げていませんので、多分一部の施設だと思うのですが、このほかにもたくさん施設がございますので、ぜひそれについては、現況調査を行っていただきたいということを要望したいと思います。

最後に一言申し上げますが、先日、十勝管内を営業で訪問されている方で、広尾町にも20年以上にわたって営業で来られている方から、広尾町の印象についてお話を伺いました。大変残念なことに、どんどん廃れていく町との印象を持たれていました。サンタランドのまちづくりというふうには言っているのですが、サンタランドへのアプローチ道路、多分これは曙通と思います。街路樹、ノルウェーカエデですか、クリムゾンキングという木が植栽されていますけれども、数年前から歩道の横は、やぶでイメージダウンだという評価です。また、町全体の活気が失われてしまったという印象とのことでした。基幹産業の衰退ですとか人口減少なども大きな要因だというふうにするのですが、交流人口の誘致、町並み景観の整備、町を訪れる方に好感を持っていただくようなまちづくりに共に取り組んでいかなければならないとの思いで、本日関連する3点について一般質問させていただきました。

以上申し上げます、質問を終わります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、2番、尾矢利昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（尾矢） 私から、広尾高校存続に向けた今後の取組について、町長の考えをお伺いいた

します。

本町にとって広尾高校の存続は、子育て世代はもちろん、教育、そして町の活気や経済面から見ても重要課題であります。

現在、日本において人口減少や少子高齢化などの影響で公立学校の廃校が相次いでおります。2002年から2020年の約18年間で実に8,580校が廃校となっており、中でも北海道の公立学校の廃校が群を抜いて858校と、ちょうど10%に当たります。

そのような中で本町は、これまで唯一の高校である広尾高校の存続のため、広尾高校存続対策協議会を立ち上げ、議論、協議を重ね、広尾高校サポートプラン13として様々な支援を行っているところであります。現在の広尾高校の生徒数76名のうち16名が町外出身であることから、本町の広尾高校に対する支援は大変評価するところでありますが、今後さらなる少子化が進む中で、広尾中学校から広尾高校への進学率が今年度で言いますと約47%であることから、今以上の広尾高校の存続に向けた新たな取組が必要不可欠だと私は思っております。

全国的に見ますと、厳しい状況の中、学校の存続のため様々な取組や魅力化、そして独自性を出し、他と差別化を図っている学校がたくさんあります。

生徒数が増加した島根県隠岐島前高校の島留学は大変有名であります。北海道内においても、高校生レストランで話題となった三笠高校や、人口622人の音威子府村のおといねっぷ美術工芸高校は、専門コースを新設し、今では全国から生徒が集まり、現在の生徒数は110名であります。また、野球で有名となった鶴川高校は、広尾高校の倍近い生徒数134名であり、うち野球部員は45名だと聞いております。

十勝管内でも高校存続のため様々な取組をしている学校が増えてきており、足寄高校では元プロ野球選手の池田氏が2020年に野球部の監督に就任され、今年度の新入生は64名であり、うち16名が野球部員であります。ご存じのとおり、足寄町の人口は6,001人、本町と似た規模の町であります。最近では、鹿追高校の生徒全員カナダ留学が話題となり、新入生の約半数が町外出身であることから、学生寮が足りないという問題が起こり、ニュースにもなりました。この鹿追町においては、人口4,962人と本町より人口が少ない町ではありますが、生徒数は広尾高校より100名近く多い171名であります。

一方、これまでの本町の行っているサポートプラン13の内容は、資格検定料の補助、模擬試験料の補助、大手予備校講習費等補助、ウェブ講座受講料補助、カナダ国際交流費補助、部活動補助、医療費の助成、新入学者への補助、給食の提供、通学費補助、下宿費等補助、スクールバスの運行、講師等人材補助という内容になっております。このサポートプラン13の内容について、本町も高校に対し今できる最大限の支援を行っていると思っておりますが、生徒自身が「広尾高校に行きたい」と思うサポートというよりは、むしろ生徒の父兄やご家族に対するサポートの内容であり、他の高校存続に向けた取組とは少し趣旨が違うように思います。

私も学校に通う2人の子どもを持つ子育て世代ではありますが、子どもの高校進学を考えるときに、子どもが目標を持ち、努力をして、行きたいと思う高校があれば子どもの意見を尊重し、できることならかなえてやりたいと思うのが親であります。ご家族に対する支援はもちろん重要である

と認識しておりますが、それと同時に子ども自身の意見もまた大変重要であります。私は、子ども自身が高校進学の際はぜひ広尾高校に行きたい、そう思ってもらえるような広尾高校であってほしいと思っております。

先ほどご紹介した隠岐島前高校は、存続の危機に陥ったときに、平成21年に隠岐島前高校魅力化プロジェクトというのを立ち上げ、これまでの高校存続をするという考え方から魅力化を図るという方向へシフトし、自ら子どもが行きたい、親が行かせたいと思う高校を目指すという考え方に変え、見事に生徒増加につながっております。

こういった全国や北海道、十勝の事例を参考に、本町も広尾高校と密に連携を取り、現在のサポートプラン13と併せて生徒目線で生徒主観の独自の新たな取組を行ってはどうかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 尾矢議員の一般質問にお答えをいたします。

広尾高校は特色ある教育の一環として、広尾中学校との連携型中高一貫教育を推進し、学力向上をはじめ豊かな心の育成など、その成果は着実に現れているところであります。また、将来の地域経済を支える人材輩出の使命を担う高校として、地元企業からも強く期待をされております。広尾高校の存続は、まちづくりの核となるものであり、この特色ある教育は、これからも継承していかなければなりません。

しかしながら、今年度の広尾中学校から広尾高校への進学率は約47%となっており、本町としても広尾高校存続への危機感を持っているところであります。

現在、広尾高校では、今年度より3学年に「広尾地域学」を導入しており、3年間で全学年を通じたカリキュラムを導入する予定であります。

この「広尾地域学」は、広尾町の歴史と現状、課題を網羅し、広尾の未来をどう切り開くかを考えることにより実践的に生徒を育てていく学びであります。

さらに、このことにより3年後に、「地域社会に関する学科」として地域ならではの教育資源を活用して学ぶことができる学校として、道外からの入学者を推薦による入学者の範囲の5%程度を受け入れることが可能となるものであります。

この推薦枠も道内の出願者に影響が出ない範囲で受け入れることができるものでありまして、今後、広尾高校と協力の下、さらなる魅力アップにつなげ、生徒確保に尽力をしていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 答弁ありがとうございます。

今の答弁の内容ですが、私、先ほど何例かご紹介させていただいたのですけれども、例えば専門的な科の新設、コースの新設あるいは強化部活のような部活動の推進や全国的に見ても珍しい部活を新設する、もしくはグローバル化に向けた留学制度のさらなる充実など、直接生徒に対し魅力ある取組を検討していくという考えはありますでしょうか。

また、3年後から全国応募が可能になるというお話をいただきましたが、であれば、この案件については大変重要なことだと思いますので、今からでも高校と密に連携をしながら議論、検討していくべきだと私はと思いますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほどご質問のありました専門的な学科のコースの新設につきましては、専門学科への変更ということになりますと、広尾中学校からの入学者についても限定をしてしまうということも考えられることですから、総合的に学べる現在の普通科について維持をしていくことがいいのかなというふうに考えております。

強化部活の考え方でありまして、現在、課題として部活動の地域移行の問題があります。教職員の負担を減らすため、部活動指導の業務を地域で担うものでありますけれども、限られた部活になるというふうに思われますが、有名な指導者を招聘し、広尾高校の生徒だけでなく、小中学校から一貫した指導を行い、その部活動の魅力を高めるとともに、教職員の負担軽減につながるものと思われます。現在、部活動移行に関して検討、協議の中でアンケートを実施していることありまして、その結果と方向性や各競技団体の意向を確認しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

留学制度の関係のお話もありましたけれども、現在、国際交流事業として4名の生徒をカナダへ派遣しております。この関係につきましては、引き続き事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

ご提案をいただいた取組以外につきましても、生徒に魅力を感じてもらえるような取組、これに関しても、広尾高校のほうと協議しながら、積極的に検討してまいりたいというふうに考えておりますし、全国募集につきましても、広尾地域学の進捗を見ながら受入れ体制などの検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 分かりました。

今後検討していくというお話でありましたが、1つ手法として、今、本町では地域おこし協力隊の隊員の方々が様々な活動を行っていると思いますが、例えば専門的な知識を持った方やスポーツや語学に優れた方を本町にお招きして、高校を中心に先ほどもお話があったように、小中と連携し

た一貫した教育環境づくりのためにこの地域おこし協力隊という制度を活用することはできるのでしょうかというのを伺いたいのと、先ほど答弁の中で先生のご負担という話も出ておりましたし、地域学の話も出ておりましたので、魅力ある学校づくりという今回の話と並行して、今やられている地域学のコーディネーターとしても今私が申し上げた地域おこし協力隊を活用していただければ、現在の教職員の負担も軽減できますでしょうし、地域学の授業もより一層充実した魅力ある授業となると思います。地域おこし協力隊をこのように活用する考えもあるかどうか重ねて伺いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 地域おこし協力隊の関係でありますけれども、これは他町村においても高校存続に向けた取組の中で地域おこし協力隊を活用している学校がございます。その辺についても承知をしているわけでありまして、提案のありました活用についても、今、広尾町で様々な分野において地域おこし協力隊募集をかけて活躍をしていただいているところであります。高校存続に向けた部活動の関係、それからコーディネーターの関係も含めまして、いろいろご提言いただいた部分も今後の検討課題として地域おこし協力隊、来年度に向けて検討を進めてまいりたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 私は、2点について町長に質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、带状疱疹予防ワクチンの接種の助成について質問いたします。

皮膚に痛みやかゆみを伴い、発疹ができる带状疱疹の予防ワクチン接種費用に係る助成については、本年第1回定例会でもただしたところであります。そのときの答弁は、带状疱疹予防ワクチンは任意接種のため国の地方交付税措置がないことから、接種費用の助成は想定していないとのことでありました。

しかし、その後、議会報告などを介して町民の皆さんとの対話の中で、带状疱疹に罹患した方から、あるいは身内で罹患した方などから、激痛で大変だったことや、発疹が引いた後も带状疱疹後神経痛で悩まされたなどの声を多く聞いたところでもあります。特に70歳以上の罹患した方はそれらの症状が重く、罹患した人でなければ激痛の痛みは分からないと話されていた方もいたところでもあります。

带状疱疹の重症化や後遺症を防ぐための予防ワクチンの効果については、今日、広く町民の方々にも認識されており、不活化ワクチン、いわゆるシングリックスは、予防効果が90%を超え、加えて10年近くの予防効果期間があると言われております。ただ、このシングリックス2回で4万円を超える接種費用は高額であり、接種をためらう方もおられます。

しかし、このような下、管内の上士幌町は、昨年度から带状疱疹予防ワクチンの接種費用の助成をしております。助成割合は50歳から64歳までは半額助成、65歳以上では7割の助成をしております。シングリックスは2回接種で4万2,000円のところ、約3万円の2万9,400円を助成しております。昨年度、91人の方が、また、生ワクチンは1回のみで8,600円に対し6,000円の助成をし9人の方が、合わせて100人の方が予防接種をされたとのこととあります。町では、带状疱疹が日本人の3人に1人が80歳までに罹患することから、带状疱疹の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図るために助成するとして、国の助成がなくても実施したとのこととあります。

また、士幌町も、昨年度から予防ワクチンの接種費用の半額助成を始めております。シングリックスは1回につき2万3,700円の接種費用に1万1,800円、2回分合わせて4万7,200円に対し2万3,600円助成、1回接種のみの生ワクチンは9,350円に対して4,600円の助成をしております。昨年度は合わせて177人が接種し、町の助成額は340万円となっています。しかし、今年度は約3分の1、80人の接種希望者を見込み、130万円の予算を計上しております。7月末までに27人が既に接種をしているとのこととあります。同町の保健福祉課では、重症化を防ぐためにもワクチンの予防接種に取り組んでほしいと町民に呼びかけております。

带状疱疹の罹患率は2000年から2020年度までに1.8倍に増加している調査結果もあり、さらにここ数年は罹患率の増加傾向もあります。このような現状を鑑みて、十勝管内では高齢者の方が安心して住み続けられるようにするために带状疱疹予防ワクチンの接種費用の助成を始めた自治体は、既に実施している上士幌町、士幌町をはじめ、今年度からは浦幌町、豊頃町、陸別町、足寄町、中札内村が実施、合わせて7町村が助成を開始し、ほかの町村でも検討を進めている自治体もあります。また、全道でも67市町村が既に助成事業を始めており、その多くは半額を助成しているところとあります。

厚生労働省の専門委員会は、先頃、带状疱疹予防ワクチンの安全性や費用対効果など、定期接種化しても差し支えないとの方針を示したところとあります。しかし、同省は定期接種化の時期は未定としており、今後の課題であります。

本町の2023年の人口動態は、単年度で3.5%の減少となっております。いつまでも広尾町に住み続けられる町を目指す、この取組の観点からも带状疱疹予防ワクチン接種費用の助成は極めて重要な喫緊の課題であります。実施に向け早期に検討すべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。

国保病院に泌尿器科等の診療科の拡充についてを質問いたします。

本町の国民健康保険病院は、内科、外科の常勤医4人体制の外、整形外科や消化器内科など8科、合わせて10科の診療科で、町民の健康を守るために平素からご尽力されているところとあります。

本町では、高齢化の進行により各種の疾病治療のための町民ニーズは高まっております。現在、国保病院にない診療科として特に町民から要望が高いものとしては、高齢化に伴い増加すると言われている泌尿器系疾患や各年齢層にわたる皮膚科系疾患などがあります。これらは帯広市等への通院を余儀なくされているのが実態であります。とりわけ泌尿器科系の疾患は高齢になるほど罹患率が高まり、自家用車の運転免許を返上した高齢者の方にとっては、長時間を要するバスでの通院は

喫緊の課題であります。また、若年層から高齢者まで各年齢層まで多岐にわたる皮膚科系疾患も昨年まで診療していましたが、早期の皮膚科診療科の復活を要望する声もあります。

大樹町の国保病院では、平成21年から泌尿器科を開設し、帯広市の協力病院から月2回の医師の派遣で患者の診療に当たっております。町民の健康を守る上で、これらの診療科の早期の整備拡充は、町民ニーズが高まっている今日、早期に検討すべきと思いますが、町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 前崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の带状疱疹予防ワクチン接種に助成をであります。

十勝管内において7町村が带状疱疹ワクチンの助成を行っていることにつきましては、把握をしているところであります。また、発症予防効果や带状疱疹後神経痛などの後遺症の予防にもワクチンが有効であるという認識をしておりますが、予防接種法に基づかない任意接種のため、費用は全額自己負担となっているものであります。

当該ワクチンにつきましては、現在、厚生労働省の審議会などにおきまして、予防接種法に基づいて行う定期予防接種として用いる方向で、効果的な接種対象年齢やワクチンの比較、安全性について検証、評価が具体的に進められているところであります。

7月には、十勝19市町村が加盟する北海道十勝圏活性化推進期成会において、令和7年度国等の施策及び予算に関する要望書の中でも带状疱疹ワクチンの定期接種制度の創設を国に要望しているところであります。

町といたしましては、定期接種化に向けた国の動向や管内自治体の助成状況の把握に努めるとともに、定期予防接種に追加された際には、財政負担を行いながら、医療機関と連携し、接種体制の構築に努めてまいります。

また、带状疱疹が疑われた際に、できるだけ早く病院を受診し、治療を開始することが後遺症を予防するためにも重要であるため、疾病の理解や早期受診について周知に努めてまいります。

次に、2点目の国保病院に泌尿器科等の診療科の拡充についてであります。

国保病院は、地方独立行政法人への移行を契機に、北斗病院の協力により、整形外科の常設化や耳鼻咽喉科、総合診療科、消化器内科、肩関節外来の新設など、専門外来の拡充を中心として診療体制の充実に努めてまいりました。

ご質問の皮膚科外来につきましては、これまで北斗病院の出張医により診療を行ってまいりましたが、その医師が退職され、皮膚科医を確保できなかったことから、本年3月をもってやむなく診療科の廃止となったところであります。

皮膚科の再開や泌尿器科の新設を望む町民の声につきましては、私も承知をしているところであります。その実現に向けて既に国保病院と協議を進めているところであります。医師の紹介業者等を通じて、非常勤の専門医の確保に取り組んでいるところであります。

北斗病院におきましても、専門医の不在で皮膚科の診療を行っておらず、泌尿器科につきましては、他の医療機関からの専門医により外来診療を維持している状況で、医師の確保については依然として大きな課題ではありますが、診療体制の整備に注力し、地域医療ニーズに応える医療の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 1点目の带状疱疹予防ワクチン接種に係る再質問をいたします。

先ほども触れましたけれども、第1回定例会議会の報告を兼ねて3月中に多くの世帯に配付をさせていただいたところでもあります。その後、多くの町民とお話をする機会がありました。

そういった中で、とりわけ60代、70代、80代の方からは、带状疱疹の予防ワクチンの接種費用について、行った先々で多くの方からお話をいただきました。玄関先で10分程度この問題でお話をさせていただいたのが数十件ございましたけれども、そういった中で、非常にこの带状疱疹の予防ワクチンの接種については町民の関心が高いということに正直驚いたところでもあります。ある70代の方は、昨年10月に带状疱疹に罹患して大変だったということで、これはかかった人でなければあの苦しみは分からない、ワクチンは高かったけれども二度となりたくないので接種してきたというお話やら、80代の方は、一昨年もかかったけれども昨年もかかって大変だったと。また、一番多い方では数年の間に3回罹患した方もいるというふうにお聞きいたしました。このように带状疱疹の痛みですとか、後神経痛について町民も詳しく認識しておりますけれども、総じて4万円のワクチンは高く打てないから、例えば8,000円の生ワクチンで済ませたといった高齢の方もおります。

そういった様々な声をお聞きしていますけれども、皆さん、先ほど申しあげましたシングリックス、広尾の国保病院は4万1,000円ですけれども、町によっては4万2,000円、4万3,000円と多少の差がありますけれども、この間、高齢者の方が带状疱疹で悩まされた実態を私も改めて再認識したところでもあります。

そういった点で、町長も数多くの町民の方と接する機会があるかと思えますけれども、このことについてどのように認識をされているか、お答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 町民要望が数多くあるという部分については、私どもも承知をしているところでもあります。

しかしながら、先ほども申しあげましたとおり、今、国のほうで厚生労働省の審議会の中で一定程度といいますか、効果があるという検証の下に、今後、定期接種化をしていくという流れにあるということ、先ほどの答弁でも申しあげたとおりでありまして、それがどういった年齢を対象にした場合に一番効果があるのか、あるいは、今、生ワクチンと不活化ワクチンの話がありましたけれ

ども、その両方について効果があるのか、あるいは安全性はどうか、そして価格の問題もごさいます。今お話のありましたように不活化ワクチンの場合ですと4万円何がしという大変高額な予防接種費用になるわけでありまして、これらのことにつきましても、先ほど申し上げた一町村レベルで接種費用を町民に対して負担するというのではなくて、やはり国レベルの問題として考えていくということが重要なのだというふうに考えております。お金のある町村は、これは議会のたびにいろいろな部分で出てきますけれども、財政力が豊かな町村はそういった町民に対していろんな今回のワクチンの接種についてもできるわけでありまして、なかなか財政的に困難な町村はできない。そういうことでは、やっぱりその町その町に住んでいる町民にとって不公平になるという部分がありますので、冒頭申し上げた、国が今そういう方向で進んでいるという状況を、町としてもやらないということではなくて、その状況を見極めたいということが正直なところでありまして、当然、定期予防接種を今、国のほうで進めているわけですから、そうなった時点でどういった費用負担、町としての支援ができるのかというのを総合的に考えていく必要があるというふうに考えております。

いろいろとお話を伺っていく中で、かかった方については本当につらい思いをされているという部分もあります。正直私も去年なりましたけれども、やっぱりそのときにもかかった先生にも言われましたけれども、早く来なければ駄目だよと。もう2日も3日も置いておいたら薬が効かなくなるので、やっぱり後遺症が残らないように、ちょっと変だなと思ったら病院を受診することがまず必要なのだというふうにも言われました。私は、幸い2日目のときに行ったものですから、その後、抗生物質を1週間飲んで後遺症もなく収まりましたけれども、町民に対して、ワクチンの有効効果というのも当然ありますけれども、早期に受診をするという体制、そういった広報といったことも必要だというふうに考えておりますので、今後、保健担当部局を通じて町民に正しい情報を発信しながら、チラシの掲示ですとかポスター、そういったものを配布するですとか、あるいは介護予防、高齢者の方々が集まるサロンですとか、百歳体操、そういった場面場面で広報活動も進めていければいいというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほど厚生労働省の専門委員会でも議論しているというお話をさせていただきました。今の町長の答弁で、こういったワクチンの効果等についても厚労省では併せて審議しているということでもありますけれども、例えば生ワクチンについては2016年に既に厚生省が認可して予防接種していますし、シングリックスは2020年、そういった形で予防して既に効果というのは明らかになっているわけでありまして、当然2020年から認可したということは、それ以前の試験期間であります。実際このシングリックスは9年間予防効果が持続しているという、もう臨床データも出ているのです。したがって、10年は予防期間、もつだろうというふうに言われているのです。なおかつ、このシングリックスは97%の予防効果があるというふうに言われている。そういった意味で値段がちょっと高いのですけれども、これは既に厚生労働省もその部分についてはもう認識し

て把握しているというところであるかと思っています。

それと、町村レベルで考えると大変だと。国レベルで考える必要がある。当然そうだと思います。ただ、十勝管内で、先ほど言いましたけれども、既に7自治体が带状疱疹予防ワクチンの助成をしているのですね。これらの先行している自治体でありますけれども、例えば前の答弁ありましたけれども、予防接種法に基づかないだとか、国の助成制度がないからという観点ではなくて、その町の住民の皆さん、高齢者の皆さんの痛苦を緩和する喫緊の課題として取り組んでいるのですというのが担当者の説明でありました。ある村の担当者の方も言うておりましたけれども、住民要望があったので速やかに助成制度に取り組んで、いつまでもうちの町に住み続けてもらいたいというふうに話されておりました。

そういった意味では、当然、財政問題というのは、これは伴うものでありますし、昨日の新型コロナウイルスの部分も国の定期接種化ということで、町の負担を軽減されておりますけれども、ただ、そういった意味で、とりわけ高齢者がかかると重症化する、それから後神経痛という後遺症が、長い人は2年近く残る人もいるということでもありますから、とりわけ本町は昨年1年間のいわゆる自然減、社会減合わせて単年度で3.5%の人口減少があるということ踏まえていきますと、いかに高齢者の皆さんが広尾町に安心して住み続けられるか、そしてそのためにも、いかに健康寿命を延伸させるか、それはそれぞれの自治体の取組が必要だというふうに思うのですね。その点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 広尾町に長く住んでいただくという部分で、必要な部分だというふうには認識をしております、その辺については共通の認識だというふうに考えております。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、今、任意接種という部分で、町の考え方として国の定期接種に関する接種を今まで進めてきているという部分で、任意接種の部分については、助成という部分については今までもしてきていないわけでありまして、今お話にもありましたけれども、財政的なことを申し上げれば、やはり定期接種に追加された新型コロナワクチン、昨日、接種費用の関係、補正予算を出ささせていただきましたけれども、1回の接種費用が1万5,300円ということで、これについても大変高額なわけでありまして、国からこの分については、今、1回8,300円の補助があるのですね。今年に限ってなのか今後も続くのかどうかは分かりませんが、この1万5,300円に対して8,300円の補助があるということで、その残りの7,000円の部分については、本来個人に負担していただくべきものを3,000円という形で今年は町民の皆さんに負担をしていただいて、残りは町が負担をするということで、今後は、こういった新たなコロナワクチンの需要の部分についても、やっぱり独自に助成を行っていかねばならないのかなというふうには考えております。国の補助金8,300円が来年どうなるかという部分については、今の段階で来年もこれが担保されるのかどうかという部分についてはまだまだ示されていない状況でありますので、こういった状況もやはり見極めていく必要があるだろうというふうに思っております。

先ほど来申し上げていますが、今、国がそういう定期接種化に向けた議論を進めているという中で、効果については、今、前崎議員がおっしゃったように、数年前から任意の接種ということで、いろんなデータを集めて国が定期接種化に向けたゴーサインを出したというところでありますから、効果についてはそのとおりだというふうに思います。

ただ、どの年齢でこのワクチンを打つのが一番効果的なのかという部分については、まだきちんとした定まっていない部分があるのだというふうに思っています。他の町村の助成状況を見ますと50歳からというのがほとんどでありまして、国の審査会の意見を見ますと、やはり50歳から年齢が高くなるにつれてその発症が多くなると。やはり70歳というのが一つのピークということであって、どの年齢でワクチンを打つのが一番効果があるのかという部分について、今、国のほうでも検証しているというふうにお聞きをしているところであります。

そういった状況を今後やっぱり町としても見極めていく必要があるというふうに思っておりまして、先ほど来申し上げているとおり、対象年齢、安全性については検証がされているということでありますけれども、そういったことも含めて、これからテーブルに上がっていないわけではなくて、検討する、させていただいて、任意接種が定期接種になった段階で町としてのどういった支援ができるのかという部分について検討していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

一般質問を続行します。

前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほどの町長の答弁で任意接種だから財政負担が多いからできないということでありますけれども、先ほども紹介いたしましたけれども、例えばシングリックスは予防有効期間が10年近くあるということで、例えば土幌町においても、当初は180人近くの方が予防接種を受けた、ところが2年目は80人の予算計上ということで、予算的にも340万円かかっていたものが130万円台に、3分の1程度に下がっているということで、助成している町村については、やはりシングリックスを打つ方が全体の8割から9割あるということですから、当然10年近くの部分は今後接種が必要でないということになるかというふうに考えております。

あと、先ほども言いましたけれども、近年この帯状疱疹の罹患率が増加傾向にあるというお話をしましたけれども、例えば日本脳神経外科学会専門医であります泉山医師は、2021年後半から帯状疱疹の患者が増え続けているということでありまして、その要因としては、新型コロナウイルスワクチンの接種による免疫力低下が要因でないかというふうに言われております。こういったテレビ

の報道を見ていた70代の方なのですけれども、今年2月に带状疱疹にかかった方がおられまして、自分はワクチンを5回接種したからそれで带状疱疹にかかったのかなというような話もしておりますけれども、厚生労働省自体は、新型コロナワクチンの接種により带状疱疹が増えるということについては、いわゆる治験が不明だというふうにしておりますけれども、ただ、新型コロナ感染拡大に伴ってストレスですとか不安、疲労、こういったものから带状疱疹になる要素はあるというふうに言われています。また、宮崎県の調査でも、毎年数%ずつこの带状疱疹の患者、発症率が増えている。また、富山大学のウイルス学専門の白木教授も、全国的にも増加傾向にあるということを指摘しているわけでありまして。

いずれにいたしましても、带状疱疹は高齢化と相まって今後さらなる増加が想定されるわけでありまして、こういったことを考えると、早期に带状疱疹予防ワクチンの接種を推奨する必要があると思われまして、この点についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 繰り返しの答弁になろうかと思っておりますけれども、るる前崎議員からのご指摘については、そのとおりの部分だというふうに私どもも認識をしているところであります。

先ほど来申し上げているとおり、任意接種という部分でありまして、国がそういった今、定期接種に移行するという段階において、様々な課題、問題も含めて検証しているのだというふうに思っておりますけれども、その中でやはり今、私がこの任意接種の段階で踏み切れないでいるという状況の中には、前崎議員もおっしゃったように財政的な問題もありますけれども、その効果として、先ほども申し上げました何歳のときにそれが一番効果があるのかという部分も、これは厚生労働省のほうで審議をしている段階であります。先ほども申し上げましたけれども、70歳でピークが来るという段階において、他町村では50歳からその任意接種の助成をしているということでもありますけれども、带状疱疹のワクチンのみならず、やっぱり予防接種全体として、過去には接種後に副反応ですとか、ワクチンによる健康被害というの、これはコロナのときも同様でしたけれども、そういったこともクローズアップをされているところでありまして、そういうものが今回のこの带状疱疹ワクチンには全くないということでもございません。ですから、そういったいろんな検証を、今の国のほうで重ねている中で、接種すべき時期はいつがいいのか、それから様々な検証をしていく中で、例えば70歳以降の後期高齢の方々が医療費も含めて、そういった効果がこの接種をすることによってあると。その効果、ワクチンを接種する効果があるという検証の下に定期接種化を進めているということでもありますから、その行方を見守っていきいたいというふうに思っております。

そういう状況でありますので、コロナの関係、今お話もありましたけれども、任意接種で今、風疹の関係を一部行っておりますし、インフルエンザの関係についても、任意接種ではありますけれども、町のほうで助成をしているわけでありまして。また、それ以外の部分については定期接種の部分について町として行っているわけでありまして、先ほども申し上げた健康被害ですとか、

副反応ですとか、そういった部分については、やはり任意接種の場合には町が関与しない形で、直接国に、厚生労働省にそういった被害を訴える必要がありますけれども、定期接種ということになれば、これは町の健康被害の調査委員会の中で町がそういった聞き取りをしながら国に対して健康被害の報告もするというので、そういう制度的な違いもありますので、繰り返しの答弁になりますけれども、国の状況、それを確認しながら国のほうが定期接種化を早期に実施できるような、そういった要望も重ねながら町としては進めていきたいというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 先ほども言いましたけれども、厚生労働省の専門委員会では今言ったように、接種については予防接種法でも50歳からというふうに带状疱疹についてはなっていますけれども、この中で宮崎県の大規模疫学調査では、全体の罹患率ですけれども、1,000人当たりでは年間4.4人、これは平均ですけれども、50代以降で上昇して、70代以降で8人と倍近くなるということで、やっぱり今、65歳以上から皆さん基本的には助成率を高くしてやっている町村もありますけれども、そういった意味では、この厚生労働省の専門委員会においても、予防ワクチンの効果については、いわゆる医学的に問題ないということと併せて、あとはいつからやるかということの部分でありますけれども、ただ、専門委員会の上にまた別な上部の部会だとかということがありますから、そういった審議を通じて最終決定をされると思うのですね。そうすると、早くて来年度、2年後、3年後ということになるかもしれません。

ただ、先ほどの答弁の中で、任意接種については財政負担がかかるということなのですが、定期予防接種になった場合については、接種体制の構築に努めてまいりますということなのですが、この「接種体制の構築」という表現なのですけれども、どのように解したらいいのか。要するに、定期接種化になったら、本町としても当然国の補助を交付いただいて実施を検討するということの理解でいいのかどうか。

いずれにいたしましても、先ほど来何回も言っていますけれども、今の本町の高齢化率含めて、広尾町、長く住み続けられる、安心して住み続ける、そういった環境をつくるためには、これらの不安を1日も早く解消する必要があるかと思っておりますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 前段で体制についてのお話がありましたけれども、予防接種についてはいろんな分類がありますけれども、例えば今、不活化ワクチンであれば1回2万円、大体2万円ということになりますけれども、それを2回打たなければならないというところで、これは今全て自己負担という形になっておりますけれども、それが国の定期接種ということになれば、財源的にはまだ分かりませんが、今までのそういう定期接種になったものについては、分類によって違います

けれども、9割から3割の交付税措置がされているのですね。ですから、国が決めた基準、これは幾らになるか分かりません。今は1回2万円でありますけれども、それがどういうふうに決まるか分かりませんけれども、その決まった金額の例えば何割かが地方交付税という形で町に還元されるということになるのだというふうに思います、定期接種という部分については。それが今、任意接種ですから何もないわけですから、その部分をきちっと見極めたいというところが、先ほど申し上げたところであります。

あと、同じ繰り返しになって申し訳ありませんけれども、共通認識としては議員と同じ考え方でありますけれども、議論にのせないということではなくて、今後いろんな様々な状況を見ながら進めていきたいなというのがあります。1つには、これは先ほども言いましたコロナの関係、昨日の補正予算の中でも質疑がありましたけれども、今回65歳以上の部分についてコロナの定期接種というのが認められたというか、予算化しましたけれども、議員も昨日の質疑の中で、それ以外の部分についての言及もありました。任意接種ですから、そういった部分もやっぱり考えていかなければならない部分というのはあると思うのですね。いろいろな政策をこれから考えていく中で、予防接種を含めてトータルとしてどういった形でやっていくのかという部分、この帯状疱疹だけに限らずコロナの部分も含めて町民の皆さんが望んでいる全ての部分ができればいいのですけれども、なかなかそういうふうにはならない部分もあるものですから、どこに優先順位を持っていきながら進めていくかという部分、財政的な部分は当然ありますけれども、それを考えながら、また、管内の町村は今7町村実施をしているというところでもありますから、その管内の状況も今後把握しながら、この帯状疱疹、それから全体的な予防接種の部分についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、国保病院に診療科の拡充ということについて再質問いたします。

過般、大樹町立病院の事務長とお会いして懇談する機会がございました。この中で、大樹町は月1回の皮膚科診療を市内の協力病院から医師を派遣していただいている。それから、先ほど言いましたけれども、泌尿器科についても月2回の医師の派遣をいただいているということで、それぞれの協力病院との連携で進めている。ただ、現状では、特に皮膚科については帯広市内の病院でも医師が不足をしているということで、非常に厳しいというお話をされておりました。

ただ、医師の確保については、大樹町も言うておりましたけれども、今後も引き続き医師の派遣を要請していきたいということでありまして、医師の確保については困難を伴う課題であるとは認識しておりますけれども、町民ニーズに応えるために、ぜひ診療体制拡充に向けて努めていただきたいと思いますけれども、町長のお答えをお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 町立病院、国保病院の医師の確保の部分については、常々言われておるわけでありまして、町長の一番の仕事は医師の確保であるとも言われているところでありまして、今、議員がおっしゃったように、町民の皆さんから皮膚科、それから泌尿器科の部分についても私も耳にしているところであります。こういった町民のニーズに応えられるような形で、私も一生懸命汗をかいていきたいなというふうに思っておりますし、また、町立病院、そして連携している北斗病院とも協議をしながら、その枠にとらわれず、十勝医師会あるいは帯広市医師会のほうともいろいろな形で協議を重ねながら、医師の確保についても努めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） これらの町政の課題については、町民、とりわけ高齢者の命と健康を守るという部分では重要な課題でありますので、今後の町政において邁進することを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

1、議長（堀田） 次に、6番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（松田） 私は、全国的に急速に進行する人口減少社会への対応について質問をいたします。

人口減少社会とは、少子化や高齢化の進行により、経済と社会保障を支える労働の中核的な担い手である15歳以上65歳未満の生産年齢人口が減少し、次いで総人口までが将来的に減少を続ける社会を意味し、今や日本では多数の自治体で加速度的に進行している状況にあります。

国立社会保障・人口問題研究所のデータでは、25年後に日本の人口は現在よりも2,500万人減り、高齢化率も40%にまで達する予想になっており、広尾町を含む過疎地域では、さらに状況が悪化することが指摘されています。

令和2年に改訂された広尾町人口ビジョンによる本町の人口推移では、約10年後の2035年度には総人口が4,510人、高齢化率が45%に達するシミュレーションが示されているところですが、2022年に内閣官房デジタル田園都市国家構想内の調査によれば、人口が4,000人以下となり、うち65歳以上が45%を超えると、その自治体は生産年齢人口を増やすことがほぼ不可能になるとの情報公開をはじめ、今年4月に民間組織の人口戦略会議により出されたレポートでは、子どもを産める世代が一定割合より下回ると、人口が一気に減少して自治体経営が破綻する可能性があり、2020年から2050年までに20歳から39歳の若年女性の人口が50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」と定義され、道内では117の自治体が該当し、その中に本町の名も挙げられており、若年女性の減少率は61.5%で、基準ラインを大きく上回るデータが提示されています。

自治体の消滅とは取りも直さず自治体経営の破綻を意味し、公共施設、インフラの老朽化への対応や、ライフラインの確保、地域コミュニティの維持など、重要な行政サービスの提供が著しく低

下することが予想されるようですが、このような信憑性のあるデータに基づき明確に示された厳しい現実を今どのように捉え、どのように対応し、実行するのかが、将来的に広尾町を自治体として存続させるための極めて重要な判断になると認識します。

これらのことに対する考えと今後の対応や課題について、町長に伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

人口減少社会への対応についてであります。

松田議員からもありましたように、本年4月に民間組織が発表した「人口減少が加速することで将来的に消滅の可能性のある自治体」に本町も該当し、社会減対策が極めて必要との見解が示されたところであります。人口減少は、本町が喫緊に取り組むべき最重要課題であると認識しております。

昨年12月に「国立社会保障・人口問題研究所」が発表した本町の2050年の将来推計人口は3,158人であり、人口ビジョンにおける2050年の推計人口3,265人とほぼ同様の数字となっております。

広尾町は特に14歳以下の人口が6割減、人口移動が続くとした場合の20歳から39歳の女性の減少率も約6割という推計となっており、若年女性の町外流出を食い止め、出生数の改善を図ることが重要だと認識しております。

広尾町人口ビジョンにおいても、社会減が人口減少に与える影響が大きいとして、移住・定住につながる施策や町からの人口流出を防ぐための施策により「社会減」を緩やかにして、あわせて、子育て支援策の充実などにより出生数の増加を図ることをポイントとして捉えております。

人口減少がこのままのペースで進んだ場合、町の規模が縮小し、社会保障やインフラの維持が困難となります。また、担い手不足による産業の縮小や医療・介護・保育など生活関連サービスの低下、地域コミュニティの機能も失われていくなど、多方面に大きな影響が出ることが想定をされています。

人口減少対策のため、令和5年度に策定した「第3期総合戦略」の基本施策である「産業の育成と、若者の雇用の場となる企業の育成や誘致」「人口流出を抑制し、外から人を呼び込む移住・定住の促進」「町ぐるみで行う子育て支援」「地域の個性を生かした魅力あふれる地域づくり」に基づき、デジタル技術の活用など社会の変化に対応した施策を着実に実施していくことが必要であると考えております。

また、公共施設の集約など町のコンパクト化についても、今後の施策を実施していく上で考慮を重ねていく必要があると思われまます。

令和8年度から、第6次まちづくり推進総合計画の後期5年間でスタートいたします。人口減少は避けられない現実であることを受け止め、必要に応じて計画の見直しについても検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） ただいまいただきました答弁では、国立社会保障・人口問題研究所が発表したとおりに人口減少が推移すれば、本町における社会保障やインフラの維持が困難になり、担い手不足による産業のさらなる縮小や、生活関連の行政サービスの低下、地域コミュニティの機能喪失が想定されるとありました。

町長の公約でも、人口減少社会の早急な対応に力を入れることが示されているところではありますが、しかしながら、このことに対する危機感があまり伝わっていない、伝わってこない現状もあると感じております。

私の認識では、社人研が発表する本町における過去の人口推移や、本町以外の自治体での人口推移を鑑みますと、おおむね予想どおりに人口が推移しており、これまでと同じような努力や施策を講じても、将来推計どおりの人口になる確率が高いと考えますが、自治体の消滅ということに対する危機感等について、いま一度町長の見解を伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど申し上げたとおり、社人研の予想どおりの、今、人口ビジョンの推計をしているわけでありましてけれども、そういった予測どおりの流れになってきているというのが大変残念なことでありますけれども、事実としてそういう状況にあるということ認識しているところでもあります。

その上で、今後この人口減少問題をどう捉えて対策を打っていくのかというところが重要になってくるわけでありましてけれども、今お話ししたように自然減あるいは社会減の影響をどういった形で減らしていくかということに力点を置きながら、施策の展開を進めていきたいなというふうに考えております。

具体的には、今年度当選して以降、政策予算の中で子どもたちの健全な育成も含めた、家庭の経済的な支援も含めた中で、保育所の児童の保育料の無償化について実施をさせていただきました。また、小学校、中学校の給食費あるいは修学旅行費の補助についても、無償化も含めて実施をさせていただいたわけでありまして、お金をかけたこういう施策に加えて、やっぱりそれだけでは不十分なわけでありまして、別な形で人口減少をどうやって抑えていくかという部分、当然移住・定住ということも必要でありますので、その移住の部分についての施策の展開あるいは広尾の町から、子どもたちについては、高校の問題もありましたけれども、一度やっぱり社会に出て広尾以外の町を見てみたいという子どもたちのそういう思いも当然あるわけですから、子どもたちが外に出ていった後に、また広尾に戻ってきたい、戻ってくるという、そういう流れをつくるということも重要なことだというふうに思っております。

そういったことで、認識としては、この人口問題、大変危機的な状況にあるというところで、今後についても、そういった施策を打ちながら進めていかなければならないことだというふうに認識をしております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 今お話しされたような、新しい体制になって様々な子ども施策を打ち出していることに感謝しているところではありますが、全ての施策は、恐らくどういった分脈の中でそこに当てはめていくかによって効果が決まってくると認識しています。

そういった意味においては、こういった危機的状況、危機的意識を我々だけではなく、町民の方たちにもしっかりと共有認識として持っていただくことがベースとして必要になってくるのだと思います。そのようなことを、これからあらゆる場面でアナウンスして、伝えていっていただきたいと思うのですが、それとは別にどこかの時点で、今お話にあったように、様々な施策が実を結び、社会減が止まり、移住者が増え、自治体の消滅を回避できる未来を私も強く望んでいますが、反面、人口減という大きな社会の流れにあらがうことは、やはり一筋縄ではいかないことも周知の事実であると認識しております。

したがって、将来にわたり広尾町を存続させるためには、人口の増加策だけに特化せず、もちろんそれは大事な柱として残しつつ、もう一方では人口の減少を前提としたまちづくりも必要になってくると考えております。例えば、10年後に想定されている広尾町の人口が6,000人から4,000人規模の人口になっても、町民が心配なく暮らせるような町の姿を、そのときの財政規模が職員数などから逆算する形で、しっかりとその姿を青写真に描いて、それに沿った形でのまちづくりを移住・定住促進事業と同時に進めていくことも必要と考えますが、そういった考えについて町長の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 行政、施設の部分もそうですけれども、公共施設についても今、人口が一番多かった昭和40年代の人口規模に応じた、例えば集会所ですとか、そういったものが現存しているわけでありまして。そういった部分についても、今後、行政改革の中で、どういった形で統合していくのか、廃止をしていくのかという議論も必要だというふうに思いますし、先ほど申し上げた、コンパクトシティというような大上段に構えるのではなくて、やっぱり町民の皆さんが生活をしやすいような中でまちづくりをしていくということも重要なことだというふうに思っています。

広尾町、大変面積が広いわけでありまして、本当に山間部に暮らしている方もいますし、海岸部に暮らしている方もいらっしゃいます。そういう中で、やっぱり高齢になってくると足の確保が難しいということで、そういった場合に、広尾町内に公営住宅も今空き家としてあるわけでありまして、そういったところに積極的に移住していただくようなことも必要だというふうに思いますし、

やっぱり、今、議員がおっしゃられたような10年後を見据えたまちづくりというのを、これから考えていかなければならないなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 10年後を見据えてこれからやっていただけるというお話でありましたが、私が先ほど申し上げましたのは、その際には10年後の町の姿をしっかりと今の時点でできる限りシミュレーションして、解像度を上げた形でしっかりと思い描いて、そこから逆算していくような手法が必要になってくるのだと感じております。

そういった10年後の姿をしっかりと明確にリアルに描くという作業は、物すごく骨が折れて大変な作業だとは思いますが、これからまずはそこを取り組んでいっていただいて、そこから明確になる職員数だとか、財政規模だとか、その辺を鑑みた形で、これからしっかりと全ての施策を行っていく必要があると思いますが、そのことについて伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 行政改革のお話も申し上げましたけれども、行政改革推進委員会の中で、来年度以降その計画もつくるわけでありましてけれども、今おっしゃられたような10年後を見据えた形の中で、職員数がどうあるべきか、公共施設のお話も先ほど申し上げましたけれども、そういった様々な10年後を見据えた中で行政の在り方、まちづくりの在り方について、議論していく必要があるのだというふうに思っております。

令和8年度から実施するまちづくり後期計画でありますけれども、これらについても当然そういった形を見据えた中で、町民の皆さんにも、人口が増える形が一番いいのでありますけれども、努力はしますけれども、現実問題としてはこういう形になるのだということを理解してもらうという努力も当然していかなければなりませんので、様々な形で町民の皆さんにもそういう今後の町の在り方について説明する機会を設けながら、進めていければなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 先ほどお話のあった様々な人口減少対策、産業・企業の育成による雇用の場づくり、移住・定住の促進、子育て支援の充実等がありました。先ほどお話にあったように、特に子育て支援に関しては給食費の無償化など、これまでにない踏み込んだ施策を実行されており、子育て世代の移住・定住促進や、社会減対策への強い動機になると期待しております。

ですが、これまでどおりの移住促進計画では、現状なかなか結果に結びついていない部分もあると認識しております。端的に言いますと、先ほどお話しになったまちづくり10か年計画の前年、前

期5年間、その結果が出ていないこと自体がまさに結果だと、結果が出ていないこと自体が結果だということをしっかり認識した上で、例えば中期計画のK P I の評価がC判定以下のものは、結果が出せないものとして淘汰し、その分の予算や資源を効果のある施策や新たな施策に振り分ける事業の選択と、そこへ資源を集中させ効果を上げるような考えも必要になってくると思いますが、その辺のことについての町長の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大変難しい問題ではありますけれども、そういった形で進めていく方向で考えていきたいなというふうに思っております。まちづくりの根幹をなすものはやはり産業振興でありますので、そういった産業振興があって、産業があって、そこに商業があって、別な仕事生まれにくるという、そういうまちづくりの全体の流れを把握しながら、そして町民の皆さんにも申し上げている10年後に広尾町がどうなることが望ましいのか、そういったことも常々機会あるごとに町民の皆さんとも意見を交わしながら、将来の広尾町の在り方について検討していければなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） これで最後の再質問にさせていただきたいと思います。

先ほど来、町長がおっしゃる言葉の中で、人口減少社会の中で広尾町を将来にわたり存続させていくためには、社会減を緩やかにし、出生数の増加を図ることがポイントだとありました。そして、外から人を呼び込む移住・定住の促進、いま一つ成果が現れていない現状もあると思いますが、これを着実に実現させていくためには明確な移住者像、例えば広尾に移住してもらいたい人物像、それは若者なのか高齢者なのか、独身の方なのか夫婦なのか、女性なのか男性なのかといった具体的なターゲットの絞り込みが必要になってくると思います。現状で行われている施策のように、そういったターゲットを分散させると、限られた人員や資金の分散にもつながり、期待する効果を得ることが難しくなってくると認識します。限られた原資で効果を上げるためには、先ほどもお話ししましたが、投資対象の選択と資源の集中、それが必要になってくると思います。

一方で、消滅可能性自治体を回避するには、20歳から39歳までの女性の減少率を5割以下にすることができれば、回避することもできるというふうにも取られると思います。そのことから、例えば移住促進のターゲットを子育て中のシングルマザー等に絞り込んで、若年女性と14歳以下の子ども減少率に対し同時に歯止めをかけるような施策、ピンポイントにターゲットを絞り込んだ施策、そのようなものが必要になってくると思いますが、例えばこのような具体的な案に対して、町長の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） ピンポイントでというお話でありますけれども、投資対象をどのような形にするかというところであります。

大変難しい話というふうにばかり申し上げては申しておりますけれども、現実問題として消滅可能性のあるという部分で言われているのは、やはり20代から40代の女性が少ない、6割減少するという、そういうことに着目してのご意見だというふうに考えておりますけれども、そのためにはそういった発想も大変重要だというふうに思っております。そのためには、その方々がやはり広尾町で暮らしていけるような具体的な仕事がなければならないというふうに考えておりますし、そういった総合的に移住・定住を進めていく中で考えていきたいなというふうに思っております。

今ご提案のいただいた部分についても、大変参考になる部分がありまして、そういった発想の転換も今後図っていきながら、町の計画、これから後期の部分でもつくっていくわけでありまして、そういったことも十分に参考にしながら進めていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、3番、大庭克彦議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（大庭） それでは、私のほうから、さきに通告しておりました2点について、町長にお伺いをいたします。

まず、1点目の本町における家畜伝染病に係る課題と対策についてであります。現在、本町農業の基幹である酪農・畜産において、法定家畜伝染病である「ヨーネ病」が多数の牧場で発生していることは町長もご承知のことと思っておりますが、本町において複数の牧場から「ヨーネ病」が発生してから現在に至るまで、約1,000頭もの乳牛や肉牛が感染牛として殺処分されております。

これらの家畜は、本町農業の基幹である酪農・畜産にとって非常に大切な収入源であり、殺処分された家畜については、一定の基準に基づく評価額で国のほうから手当金が支給されるものの、市場で販売する際に得られると見込まれる収入までには至らず、なおかつ、その家畜を生産の用に供した場合に将来得られるであろう収入を勘案すると、発生農場・牧場における経済的損失は莫大なものであり、加えて畜舎の消毒費用や衛生対策のために購入する資材費などの支出も増加しており、経営に与える経済的負担は非常に大きなものとなっております。

また、発生農場と併せて、「ヨーネ病」が発生していない牧場においても、感染防止のための資材購入等に係る直接的な費用の増加と併せて衛生対策に費やす時間や労力も増加しており、常に感染

のリスクを感じながら大変な思いで日々の生産活動を行っている状況であり、発生牧場と併せて、生産者の身体的・精神的な負担は極めて大きいものであると感じているところであります。

このような状況を踏まえ、今後の本町農業の持続的な維持、発展に向けた農業振興を図っていくためには、現在発生している「ヨーネ病」の早期清浄化と感染拡大防止に向けた取組の一層の強化が必要不可欠であり、解決すべき最重要課題であると考えているところです。

あわせて、本年度、町内の牧場の畜舎施設内において採取したカラスや鹿などの野生鳥獣のふん便から高濃度の「ヨーネ菌」が検出され、現在、町内各地域の牧場敷地内において野生鳥獣のふん尿を採取、分析しているところでありますが、これら野生鳥獣を媒体として、さらに町内全域にわたっての感染拡大が非常に懸念されているところであります。

さきに新聞報道にありましたように、アメリカ合衆国では、感染経路は定かではありませんが、伝播性の高い高病原性鳥インフルエンザに感染した乳牛が相次いで発見され、瞬く間に各州に拡大し、牛から人への感染が疑われるケースも確認されており、また、昨年、大樹町や本町においても、野鳥の死骸から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたこともあり、カラスなどを介して乳牛に感染する可能性も考えられ、町内の生産者にとっては非常に大きな脅威となっております。

このような状況の中、現在町内で発生している「ヨーネ病」への対策と併せて、重大な特定家畜伝染病の発生拡大も視野に入れた家畜防疫体制の再構築と一層の取組強化が必要であると強く考え、次の点について町長にお伺いをいたします。

まず、1点目は、本町における現在の「ヨーネ病」の発生状況等を勘案した場合、本町農業の基幹である酪農・畜産の将来が危惧される非常に重大な局面であると考えておりますが、現状に対する認識と本町の防疫体制も含めた今後の取組に係る考え方についてお伺いをいたします。

また、2点目として、野生鳥獣などによる感染拡大を防止するためには、有害駆除と併せて畜舎等敷地内への侵入を防止するための柵の設置や防鳥ネットなどの敷設、鳥獣等の撃退装置などの設置が有効とされておりますが、これらの費用に対する助成など、町としての支援策を講じることはできないのか。また、広尾町として、北海道及び国に対して感染防止対策に係るさらなる損失補填や費用助成など、生産者の負担軽減に向けた支援策の実施について強く要請することはできないか、この点についてお伺いをいたします。

続きまして、通告書の2点目であります高齢者の自動車運転に係る安全対策について、町長にお伺いをいたします。

まず、先月22日に、本町において80代の住民の方が自動車運転中に路外に逸脱してお亡くなりになるという痛ましい事故が発生いたしました。この場をお借りして、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の方には衷心より哀悼の意を表したいというふうに存じます。

近年、高齢者による交通事故が増加しており、先月の北海道新聞にも掲載されておりましたが、令和5年度は65歳以上の方による人身事故が令和4年度と比較して177件増の2,520件にも上り、3年連続で増加している一方で、65歳以上の方の運転免許証自主返納件数は4年連続して減少しており、これについては買物や通院で自動車に代わる生活の足が少ない各地域の交通事情を反映しているものと報じられておりました。

道内における交通事故の発生状況であります。北海道警察が本年4月に公表した資料によりますと、令和5年度は全体で負傷事故が8,964件、死亡事故が118件発生しており、このうち65歳以上の方が過失の大きさに第一当事者となった負傷事故が2,489件、死亡事故が31件となっております。また、65歳以上の方が第一当事者となった過去5年間の死亡事故における発生原因の分析では、最も多い原因として前方不注意が72件、次に多い原因は操作不適となっております。5年間で29件の死亡事故が発生しております。このうち13件はブレーキとアクセルの踏み間違いによるものであり、操作不適による原因の44%を占める割合となっております。

昨年10月に、釧路市内の市立総合病院の駐車場で、当時77歳の男性が運転する自家用車がブレーキの踏み間違いにより急発進し、近くにいた親子をはね、当時4歳の女の子が死亡するという痛ましい事故が発生いたしましたことはまだ記憶に新しいところでありますが、本町においても決して対岸の火事ではなく、このような悲惨な事故が発生しないよう安全対策に取り組む必要があるものと考えております。

北海道警察及び各自治体では、高齢者の交通事故防止対策として様々な施策を講じて運転免許証の自主返納を呼びかけておりますが、自動車に代わる交通手段が少ないことから返納件数は年々減少している状況にあり、本町においても同様であり、自動車がなくても不自由なく移動できる公共交通環境が整っていないことから、交通事故に対する不安と運転免許証の返納に対する葛藤を抱えながらも、それぞれの事情により自家用車による移動をせざるを得ない高齢者の方も大勢おられると認識しており、町としても少しでもこのような高齢者の方々が安全に安心して運転できるようにするための対策が必要であると考えております。

本町では、令和3年度より高齢者外出支援策として、75歳以上の住民の方々を対象にしてタクシー代やバス代の一部を助成いたしております。令和5年度からは本格的に実施をされておりますけれども、高齢者の方々の生活の足を確保するという点では交通事故防止に通じるところもあるというふうに思いますけれども、令和5年度の実績をお聞きすると、対象者1,310名に対して、利用申請者は909名、約400名の方は利用されていないということでありました。このことから、自動車により移動せざるを得ない状況をお持ちの高齢者の方々がまだまだ多いと思われまますので、自動車に代わる生活の足として不自由なく移動できる公共交通網が整うまでは、町としても高齢者の方々の自動車運転に対する事情を十分理解した上で、運転に係るリスクを少しでも排除し、安心して安全に運転できるよう、65歳以上の運転免許証を保持し自家用車を保有・使用しているの方々を対象とした「後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置」などの安全装置の購入・装着に係る費用の一部を助成する制度を創設して、町として積極的に利用を促すべきではないかというふうに考えるところでございます。

今後の高齢者の自動車運転に係る安全対策も含めて、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 大庭議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本町における家畜伝染病に係る課題と対策についてであります。

本町の基幹産業であります酪農・畜産業において、多くの農場で発生している家畜伝染病の「ヨーネ病」により、現在に至るまで約1,000頭の乳牛等が感染牛として淘汰されており、収入源である家畜を失うことによる直接的な損失、また、清浄化に向けた畜舎等の消毒作業や資材等の購入に係る費用など、経営に与える影響は甚大であり、生産者が対策に費やす時間や労力を考えますと、身体的、精神的にも大きな負担になっており、また、このような状況を踏まえて、酪農・畜産業の持続的な維持、発展に向け、「ヨーネ病」の清浄化対策と蔓延防止の取組強化が最重要課題であると認識をしているところであります。

また、本年度、町内の牧場敷地内において採取したカラスや鹿などの野生鳥獣のふんから高濃度の「ヨーネ菌」が検出されたことで、野生鳥獣が菌を媒介する可能性が指摘され、感染拡大が非常に懸念されているところであります。

また、アメリカでは高病原性鳥インフルエンザの乳牛への感染が報告されており、町内においても感染した野鳥の死骸が発見されるなど大きな脅威となっており、「ヨーネ病」への対策も含めて、重大な特定伝染病の発生も視野に入れた中での取組の強化と防疫体制の構築が必要であると考えております。

今後の防疫体制として、現在行っております家畜自衛防疫推進協議会や家畜防疫対策緊急プロジェクトチームの取組の有効性も含め検討し、関係機関と協議を行いながら、地域を挙げて早期清浄化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

野生鳥獣の感染拡大の防止につきましては、猟友会の協力を得ながら有害駆除対策を進めてまいります。

また、家畜伝染病の拡大の一因と考えられる野生鳥獣に対する畜舎等敷地内への侵入防止策及び消毒事業に係る費用の助成については、町財政が厳しい状況ではありますが、支援策の検討も必要であると認識をしており、国や北海道に対しましても今後も費用の支援について要請をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の自動車運転に係る安全対策についてであります。

高齢ドライバーによる交通事故の防止に関しましては、急速に高齢化が進んでいる我が国にとっても重要な課題となっており、中でもブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故も多数発生し、国は、高齢ドライバーの交通事故防止対策として「安全運転サポート車」の普及啓発とともに、令和3年11月から「新型車への衝突被害軽減ブレーキ装着」を義務づけたところであります。その際、国は、高齢ドライバーの「衝突被害軽減ブレーキ」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載の自動車購入や、お持ちの車に急発進抑制装置を取り付けた費用を補助する制度、いわゆる「サポート補助金制度」を実施しております。

大庭議員からご提案のありました「後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の購入・取付け

に対する費用の一部助成につきましては、本町において、高齢ドライバーなどの交通事故防止対策として60歳以上の方を対象に運転免許証の自主返納を促していることから、現在は導入することについては予定していないところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今、町長のほうからご答弁いただきました。

まず、家畜防疫に関する現在の町長の課題に対しての認識あるいは今後の取組の考え方については、確認をさせていただきました。そこで、本町における家畜防疫の体制について再度質問させていただきたいと思えます。

答弁の中にありましたように、現在は酪農・畜産の生産者を中心として構成している家畜自衛防疫推進協議会、また、町農林課を中心として関係機関で構成している家畜防疫対策緊急プロジェクトチーム、これらの組織を中心に、町長のほうでは有効性を検証して来年度以降も取り進めていくというご答弁でありました。

本町においては、急性で多発性の家畜伝染病、口蹄疫とか高病原性鳥インフルエンザの蔓延等が考えられるわけでありますけれども、この場合について、これらが発生して緊急防疫対策等を講じる必要がある場合については、町長が本部長となって広尾町の家畜伝染病防疫等対策本部を設置するというふうになっております。また、この本部を立ち上げて、役場内、全庁を挙げて伝染病の収束に取り組むと、また、本町の防災計画においても、災害発生時における家畜伝染病の蔓延防止に向けた取組、活動について記載をされているところでございますが、この家畜防疫対策本部の設置の理由でありますけれども、これについては先ほど申し上げたように、特定の家畜伝染病が発生した場合で緊急的に防疫態勢を取る必要がある場合ということになっております。道内の市町村においては、この北海道から指揮命令を受ける対策本部の設置要領だけではなくて、今お話ししたようにヨーネ病等の家畜の殺処分を伴う伝染病についても、その発生状況によっては対策本部を立ち上げて、自治体として強く防疫活動に当たっていくというふうに要領を設定している市町村もございます。本町については、即座に家畜対策本部の設置というふうにはならないとは理解をしているところでありますけれども、このまま伝染病が感染拡大をしていった場合については、本当にこういった対策本部を立ち上げて対策に当たらなければならない事態も十分想定されるというふうに考えているところであります。

そこで、本町においても、広尾町の家畜伝染病防疫等対策本部の設置要領の中で、国が指定している特定伝染病のほかに、今、発生しているヨーネ病だとか、そういったものについても、爆発的に拡大するようであれば対策本部を立ち上げてでも、先ほど町長からお話ありましたように、地域、全町を挙げて収束に向けて取り組んでいただきたい、今それに近い事態だというふうに考えておりますので、この辺について町長のお考えを再度伺いたいと思えます。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、大庭議員のほうから、緊急性あるいは多発性の家畜伝染病が発生した場合の対策本部の設置の関係についてお話がありました。

今現在の対策本部の設置については、そのような運用の仕方由来のわけでありましてけれども、今ある大庭議員のほうからもありました、このヨーネ病の発生状況、今、勘案をしますと、やはり前段の答弁で申し上げましたとおり、対策として最重要課題であるというふうな認識をしているところであります。そういったことも踏まえて、今後、ヨーネ病が拡大をしていくという想定ということで、収まってくればいいのですけれども、そういう想定もあるという中で、今後のそういう本部の立ち上げの在り方についてのご質問でありますけれども、当然、今、限られた病名といえますか、関係でお話がありましたけれども、ヨーネ病につきましても、今、町として考えている部分につきましては、今後の家畜防疫体制について、町あるいは農協も含めた関係機関と十分に協議をしながら検討、構築をしていきたいなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今、町長のほうからご答弁をいただきました。ぜひこういった本町の農業にとって危機的状況でありますので、町としても主体的、積極的な取組をお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問でありますけれども、安全対策の関係でございます。

先ほど、町長からの答弁では、本町の交通事故防止対策として60歳以上の方を対象とした運転免許証の自主返納を促しているということですが、先日、広尾警察署にお邪魔してお伺いすると、7月末現在の本町における高齢者とされる方の運転免許証の保持人数は、65歳から74歳までの方が952名、75歳以上の方が641名であり、これは警察のほうでカウントしている返納件数でありまして、本町の助成事業の件数とは若干違うかと思っておりますけれども、昨年度の自主返納件数は町内で21件ということでありました。本町においては、自主返納時の運転経歴証明書の申請料を支援策として助成しておりますけれども、まずこの取組について、安全対策としての効果についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

また、高齢者ドライバーに対する安全対策として、町独自のサポカー補助制度の導入について、令和2年度の定例会において議員からの一般質問に対して、町独自の補助は行わず、当時実施されていた、国が実施するサポカー補助金の利用に向けて住民へのPRを強化していくということで当時の前町長のご答弁があり、議事録のほうで拝見させていただきました。一部ではあります、現在、町内の整備工場及び自動車販売店にお聞きをすると、この国のサポカー補助金については既に終了しております。全国で1,100億円弱の予算を持って始めた事業ですけれども、この予算に達した

ということで令和3年11月に終了しておりますけれども、先ほど申し上げたように、整備工場と自動車販売店の全部ではないのですけれども、お伺いをしたところ、新車購入時だとか、そういったところにオプションでつける方はいらっしゃるけれども、外づけの安全装置をつけられたケースというのは、ほとんどないということでもあります。来年12月からは、継続車種も含めて新車で販売される、軽のトラックは除きますけれども、全ての自家用車に自動ブレーキや急発進抑制装置など安全装備は国交省の指示によって標準装備されることとなっておりますけれども、町内で使用されている自動車には、まだまだ安全装備が装着されていないものが多いと思われると思います。これらの安全装置の必要性についてどのようにお考えかお伺いをいたしたいと思います。

最後に、先ほども申し上げましたが、本町が行っている75歳以上の住民に対する交通費の助成を申請していない方も約400名近くおられる現状を踏まえ、令和6年度においては、これらを勘案した形でこの事業に係る予算額を減額しておりますけれども、交通事故防止対策としての側面もあることから、それぞれの事情で自動車を運転されている高齢者の方々に対する支援策として、外づけ安全装置等の装備に係る助成に係る予算も含めて総合的に検討することはできないものか、再度お伺いをいたしたいと思います。

まとめて再質問させていただきました。ご答弁のほう、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 安全性の問題ということで、交通事故の抑制といいますか、そういう部分での、今、大庭議員の、このブレーキの装置の助成についてのご質問であります。

一方、自主返納の部分につきましては、また別な意味での安全の判断、それぞれの皆さん方の判断によって自主返納される場合に、町として返納費用の手数料の一部を助成させていただいているという部分で、また別な事業ではありますけれども、今、高齢者のドライバーの皆さんが事故を起こすという事案というのが、ここ何年間かテレビ、新聞等でも報道されておりますし、今、大庭議員のほうからも、先月そういったこともあったということで、大変痛ましい事故が起きているというのも認識をしているところであります。

そこで、高齢になって運転に自信のない不安な方については、ぜひ運転免許証を返納してくださいという、そういうキャンペーンを張っているわけなのですけれども、一方で免許証を返してしまった後に、ではどうやって買物なり病院なり、自分の用を足すのにどうしたらいいのかという、また逆の面も当然あるわけでありまして、そこをどうやって解決していくかということも重要なところだと思います。

その一つとして、どうしても車を手放せない、そういう事情のある方についてのブレーキの抑制装置ということの補助でありますけれども、それも一つの有効手段だというふうに思っております。

また、一方で高齢者も含めた地域の足を確保するという部分については、さきの定例会の中でもお話し申し上げました乗合タクシーですとか、コミュニティバスの運用についても今後検討していかなければならないというところではありますが、それについてもすぐ来年からということには多

分ならないでしょうから、その間、どうやってそこを解決していくのかということのご質問だというふうに思っております。

交通安全という部分では、当然そういうブレーキの抑制装置が必要だということは認識をしておりますので、あわせて、今行っている高齢者の外出支援の部分、予算の関係もありますので、その辺を十分精査をさせていただいて、どんな仕組みにすればいいのかという部分、ちょっと担当のほうとも庁内で検討させていただきたいなと思っております。おっしゃっている部分については十分理解をしているところでありまして、やはりいろんな角度で交通安全、そして足を守ることというのを両方、側面的に支援をしていかなければならないというところでありまして、これからもそういった観点でまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 町長のほうから前向きなご答弁をいただきまして、非常に安心しているところでございます。

先ほど申し上げたように、来年12月からは新車で購入する場合についてはシステムに守られた安全な運転が、全てが全てではないのですけれども、安全な運転ができるというふうに思っておりますが、やはり65歳、70歳、75歳以上の方が、ではその新車を買って乗るかという、いないとは申し上げませんが、なかなかそういう方も少ないのではないかとこのように思っております。一番守らなくては行けない年齢の方々をやはり町としても守っていかなくては行けないというふうに考えるところでありまして、ぜひ、財政が厳しいところで予算の関係もあるとは思いますが、前向きな検討をよろしくお願い申し上げます。私からの一般質問を終了させていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日6日から11日までは議事の都合により休会とし、12日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時34分